

賃貸工場等の指定管理者の募集について

1 募集の趣旨

大田区は、工業集積の維持・発展を図るとともに、産業と生活環境との調和など、産業のまちづくりを実現するための施策の一つとして、工場アパートを設置・管理している。また、中小企業者の生活の安定と福祉の向上を図り、大田区産業の振興に寄与するため、中小企業者用賃貸住宅を設置・管理している。

同施設について、指定管理者による運営を行っており、令和4年3月31日に指定期間が満了となるため、以下のとおり指定管理者を募集する。

2 対象施設

大田区立本羽田二丁目工場アパート	大田区本羽田二丁目7番1号
大田区立本羽田二丁目第2工場アパート	大田区本羽田二丁目12番1号
大田区中小企業者賃貸住宅	大田区本羽田二丁目12番2号
大田区立下丸子テナポラリー工場	大田区下丸子四丁目9番14号

3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間（予定）

4 選定方式

公募型プロポーザル方式とする。

5 スケジュール（予定）

令和3年5月下旬～6月下旬	募集要項の配布
令和3年6月中旬～6月下旬	申請受付期間
令和3年8月上旬	第一次審査（書類審査）
令和3年9月上旬	第二次審査（面接審査）
令和3年区議会第4回定例会	指定管理者指定の上程